

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【会社名】	ジオリーブグループ株式会社
【英訳名】	GEOLIVE Group Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 植 木 啓 之
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋六丁目3番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長植木啓之は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備し、運用する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠し、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は2026年3月31日を基準日とし、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して行いました。

評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行い、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。

当該業務プロセスに関し、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することにより、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社グループにおいて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、当社及び連結子会社11社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえて業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

なお、上記以外の連結子会社13社については、金額的及び質的影響並びにその発生可能性の観点から財務報告に与える影響の重要性が僅少であると判断し全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、複数事業を営む連結グループであるが、主に住宅資材販売事業を営んでいるため、事業拠点の重要性を判断する指標として、事業目的に大きく関わる勘定科目であり事業規模を示す売上高が適切であると判断し、売上高を重要な事業拠点の選定指標としました。評価範囲の割合は、全社的な内部統制の評価が良好であることから、各事業拠点の当連結会計年度の売上高の金額に重要性のある拠点のうち、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3を占める2事業拠点を「重要な事業拠点」としております。

選定した重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、収益活動そのものに関連する、売上高、売掛金、棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、重要な虚偽記載の発生の可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとし、仕入割戻プロセス、特定の営業所に係る工事プロセス、販売用不動産プロセス、貸倒引当金プロセス、棚卸資産評価プロセス、投資有価証券評価プロセス、税金プロセス、固定資産評価プロセスを個別に評価対象として追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2026年3月31日現在の、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。